

# ○深川市上下水道経営審議会条例

令和4年12月15日

条例第21号

深川市上下水道経営審議会条例（平成17年深川市条例第37号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 深川市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の健全な経営に資するため、深川市上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、上下水道事業に関連し、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、管理者が任命する。

（1）学識経験者 12人以内

（2）公募者 3人以内

2 前項に規定する委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 管理者は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

6 臨時委員は、学識経験者から、管理者が任命する。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

（職務）

第6条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故あるとき、又はこれらの者がともに欠けるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長が会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の深川市上下水道経営審議会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により置かれている深川市上下水道経営審議会は、改正後の深川市上下水道経営審議会条例（以下「新条例」という。）第1条の規定により置かれた深川市上下水道経営審議会とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により深川市上下水道経営審議会委員に任命されている者は、新条例第4条第1項の規定による深川市上下水道経営審議会委員に任命された者とみなす。この場合における委員の任期は、その者が旧条例第4条第1項の規定により任命された日から起算する。